

# 激励金を支給します

## ～交通遺児福祉資金事業～

- ・交通遺児の方に対する激励金の支給事業を行っています。
- ・乳幼児、小学生から高校生（小学部から高等部）の方へ支給します。
- ・対象世帯の所得の制限はありません。

### ☆ 対象者 ☆

- ・父母（「養子縁組をした場合にあっては、養父母とする」以下同じ）  
又は、そのどちらかの方が交通事故により死亡、又は父母が重度の後遺症を存することとなった方（父母のどちらかが交通事故により死亡した後において、その配偶者が再婚した場合を除く。但し、当年度内に限り該当の取扱いとする）。
- ・父母が死亡した後に、その他親族等に扶養されていて、当該親族等が交通事故により死亡、又は当該親族等が身体に重度の後遺症を存することとなった方。

### ☆ 激励金支給基準（1人につき） ☆

- |                               |       |         |
|-------------------------------|-------|---------|
| ①翌年度4月に小学校入学予定の幼児             | ..... | 50,000円 |
| ②翌年度4月に中学校入学予定の児童             | ..... | 50,000円 |
| ③当年度末に中学校卒業予定の生徒              | ..... | 50,000円 |
| ④その他（①～③を除く）児童・生徒<br>（現小・中学生） | ..... | 20,000円 |
| ⑤幼稚園・保育園・在宅を含めた全ての乳幼児         | ..... | 20,000円 |
| ⑥当年度末に高等学校卒業予定の生徒             | ..... | 70,000円 |
| ⑦高校1・2学年の生徒                   | ..... | 30,000円 |

### お問合せ先

（社福）鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部  
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5  
TEL: 0857-59-6344  
FAX: 0857-59-6341  
E-mail [fukushis@tottori-wel.or.jp](mailto:fukushis@tottori-wel.or.jp)  
URL <http://www.tottori.wel.or.jp/>

123  
寄付金も受付中

